

## 始良市どうぶつ基金さくらねこ行政枠チケット申請の流れ（例）

市役所窓口にて  
事前相談

生活環境課窓口にて事業の利用について事前相談を申し出てください。その際、事前にお電話いただくとスムーズです。現状やこれまでの経緯、事業利用後の管理計画等をお伺いします。また、この用紙をよく読み、内容をご理解の上、申請してください。

次の①～⑤に同時並行的に取り組み、準備を進めてください。

申請に必要な  
事前準備を行う

### ① 近隣住民等への説明

近隣の住民や自治会長への説明を十分に行い、活動への理解と承諾を得てください。後のトラブル発生を防ぐため、必要に応じて承諾書などをとっておくとよいでしょう。理解が得られないまま事業を利用し、近隣住民等とトラブルになった場合、市は責任を負いかねます。（要綱第11条参照）

### ② 猫の頭数把握・捕獲方法の確立

チケットを利用する予定の猫の頭数を把握してください。なお、仮にチケットが余った場合は、必ず返還していただきます。また、足りない場合は今回の申請では対応いたしかねます。自費または次回申請をご検討ください。

### ③ 捕獲・運搬方法の確保

捕獲はできるか？どのように行うか？病院までの運搬等はどうするか？など、捕獲や運搬方法について検討し、手段を確保してください。捕獲用の檻は、県保健所でも貸出を行っています。また、必要に応じてボランティア団体等に協力を依頼してください。

### ④ 動物病院の決定

チケットが利用できる病院（協力病院）は、どうぶつ基金のホームページから確認できます。なお、病院は始良市外でも構いません。

申請書の提出

期限日

～\_\_月 25 日  
※休日の場合は  
直前の開庁日

### ⑤ 申請書類の作成・提出

①～④をもとに生活環境課窓口にて、申請書、確認書、その他必要な書類等を提出してください。内容の確認後、申請が適切である場合は、本市が毎月 1 日～5 日にどうぶつ基金へ行政枠チケット交付の申請をします。

毎月1日～5日にどうぶつ基金専用サイトより行政枠チケット交付申請。  
※どうぶつ基金の方でも審査があり、交付不可または申請した枚数すべてが交付されない場合があります。あらかじめご了承ください。

決定通知書・  
チケットの  
受け取り

おおむね  
\_\_月 25 日  
前後  
※有効期限  
1 か月程度前

### ⑥ チケット交付・動物病院の予約

どうぶつ基金よりチケットが交付された場合、交付決定通知書を送付いたします。チケット自体は手交にて交付しますので、通知書および身分証明書をお持ちの上、生活環境課窓口までお越しください。動物病院の予約もお忘れのないようお願いいたします。なお、チケット有効期限 5 日前（毎月 25 日）までに報告書の提出をしてください。

※やむを得ず有効期限いっぱい（月末）までチケットを使用したい場合は事前にご相談ください。次回申請者がいる場合は希望に添えない場合があります。

### TNR 活動実施。

※報告書の提出がありますので、写真や記録のとり忘れにご注意ください。  
※動物病院にて支払いが発生した場合には、内訳のわかる領収書をもらってください（報告時に必要となります。費用の補助等はありません。）

報告書の  
作成・提出

期限日

～\_\_月 25 日  
※休日の場合は  
直前の開庁日

### ⑦ 報告書を作成し、期限内に提出する。

TNR 活動実施後、速やかに報告書等を作成し、生活環境課窓口までご提出ください。チケットが余った場合は、必ずご返却ください。

#### 【提出するもの】

- ・報告書（様式第 7 号）
- ・実績報告票（自己点数・その理由や反省点・自己負担費用など）
- ・写真①（猫 1 頭ずつ。耳カットが分かるように）
- ・写真②（活動様子。餌のあげ方とトイレ設置・清掃の様子が分かるように）
- ・領収書（支払いが発生した場合のみ）